



記

第1の2中「リーフアーコンテナーおよびベンチレーターコンテナーをいう。」を「リーフアーコンテナーおよび密閉形ベンチレーターコンテナーをいう。」に改める。

第9の4中「なお、植物を密閉形コンテナーでくん蒸する場合
には」を「なお、植物を密閉形コンテナーまたは非密閉形ベンチ
レーターコンテナーでくん蒸する場合には」に改める。

第10中「密閉形コンテナー」を「密閉形コンテナーまたは植
物防疫官の指示する方法により危害防止上の措置がとれる非密閉
形ベンチレーターコンテナー」に改める。

第11の2中「消毒する場所が規則第6条第1項の港である場
合」を「消毒する場所が規則第6条第1項の港である場合または
非密閉形コンテナーにあつては植物防疫官が認めた場合」に改め
る。